

第8章 地域包括ケアに係る取組

「地域包括ケアシステム」とは、「重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・生活支援・介護予防・住まいが一体的に提供される仕組み」のことです（図表69）。

本市においても、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできましたが、今後、後期高齢者等の増加も見込まれ、今まで以上に地域の受け皿づくりが重要となっています。また、高齢者だけでなく、障害のある方や子育て世代も含めた地域共生社会の実現に向け、これまで構築してきた地域包括ケアシステムがさらに深化するよう取り組みます。

地域包括ケア推進の取組	
① 地域で被保険者を支える連携の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 地域包括ケアの構築に向けた医療・介護・保健・福祉・住まい等部局横断的な議論の場への国保部局の参画（認知症支援・介護予防センター、地域福祉推進課等との連携）・ 地域包括ケアに資する地域のネットワークへの国保部局の参画又は地域の医療・介護・保健・福祉サービス関係者との情報共有（「在宅医療・介護連携推進に関する会議」への参加）
② 課題の分析	<ul style="list-style-type: none">・ KDB システムによる要介護認定状況とレセプトを突合したデータを基に、課題を分析し、生活習慣病予防と介護予防の一体的な活動の展開
③ 支援の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 国保被保険者を含む高齢者等の居場所・拠点、コミュニティ、生きがい、自立、健康づくりにつながる住民主体の地域活動への国保部局の支援実施（小学校区単位で実施する地域でGO!GO!健康づくりにおいて、生活習慣病予防、介護予防に関する健康学習を健康推進部門と一体的・継続的に実施）

[図表 6 9 北九州市における地域包括ケアシステム (概念図)]

